児童扶養手当等について

福祉児童課　内線 227・228

「児童扶養手当」の額が変わりました

平成 28 年 8 月から

加算額が増額されました。

【第　2　子】 月額５千円→**最大で月額１万円に**

【第３子以降】 月額３千円→**最大で月額６千円に**

平成 29 年 4 月から

物価スライド制が導入されました。

物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を、児童扶養手当の加算額にも導入します。

ひとり親のご家庭は、子育てと生計を一人で担わなければならず、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが２人以上いるひとり親のご家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため第２子の加算額と第３子以降の加算額を**増額することにしました**。今回は特に経済的に厳しい状況にあるひとり親のご家庭に重点を置いた改善を目的としているため、**それぞれの家庭の所得に応じて加算額が決定**されます。

また、物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。子どもが１人の場合の手当額には導入していますが、新たに子どもが２人以上の場合の加算額にも平成 29 年４月から導入しました。

◆ 児童扶養手当・特別児童扶養手当・愛知県遺児手当の所得制限及び内容

（1）手当の内容など

種　類	内　容	対象者
児童扶養手当	○ 所得制限、公的年金との併給制限があります。 ○ 手当は、年３回に分けて支給します。（4 月・8 月・12 月） ○ 手当額 (月額) ・児童１人目　全部支給　42,290 円 （一部支給停止　所得により 42,290 円～ 9,990 円） ・2 人目の加算　最大で　10,000 円 （一部支給停止　所得により 9,980 円～ 5,000 円） ・3 人目以降の加算額 最大で　6,000 円 （一部支給停止　所得により 5,980 円～ 3,000 円）	父または母と生計を同じくしていない家庭 (父または母に重度の障害がある家庭を含む) で 18 歳以下の児童 (児童に心身の障害がある場合は 20 歳未満) を育てている方。
特別児童扶養手当	○ 所得制限があります。 ○ 手当は、年３回に分けて支給します。（4 月・8 月・12 月） ○ 手当額 (月額) ・ＩＱ 35 以下程度または身体障害１～２級程度の障害児　51,450 円 ・ＩＱ 50 以下程度または身体障害３級（4 級の一部を含む）程度の障害児　34,270 円	ＩＱ 50 以下程度または身体障害１～３級（4 級の一部を含む）程度の障害がある 20 歳未満の児童を育てている方。
愛知県遺児手当	○ 所得制限、公的年金との併給制限があります。 ○ 手当は、年３回に分けて支給します。（4 月・8 月・12 月） ○ 手当額 (月額) ・児童１人あたり　支給開始～３年目まで　4,350 円 ４年目～５年目　2,175 円 ○ 支給期間は、支給開始から５年間又は対象児童が 18 歳に達する日の属する年度の末日までのいずれか早い日までです。	父または母と生計を同じくしていない家庭 (父または母に重度の障害がある家庭を含む) で 18 歳以下（18 歳に達する日の属する年度の末日まで）の児童を育てている方。

※支給額は法改正などによって変更されることがあります。

（2）所得制限額

◆児童扶養手当・愛知県遺児手当

扶養親族数	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0 人	1,920,000 円	2,360,000 円
1 人	2,300,000 円	2,740,000 円

※扶養親族が１人増すごとに 380,000 円を加算してください。

◆特別児童扶養手当

扶養親族数	受給資格者	配偶者・扶養義務者
0 人	4,596,000 円	6,287,000 円
1 人	4,976,000 円	6,536,000 円

※扶養親族が１人増すごとに受給資格者は 380,000 円、配偶者・扶養義務者は 213,000 円を加算してください。

※母及び児童が児童の父から、児童の扶養義務を履行するための費用（養育費）を受け取る場合は、その金額の 80%（１円未満四捨五入）が所得となります。

◆ 児童扶養手当・特別児童扶養手当・愛知県遺児手当の現況届について

児童扶養手当、特別児童扶養手当および愛知県遺児手当を引き続き受給するには、現況や所得を届出する必要があります。児童扶養手当を受けている方は現況届と必要書類を、特別児童扶養手当・愛知県遺児手当を受けている方は所得状況届と必要書類を添えて福祉児童課へ提出してください。

▼**提出期間**　児童扶養手当・愛知県遺児手当　**８月１日（火）～８月 31 日（木）**

特別児童扶養手当　**８月 14 日（月）～９月 11 日（月）**

届出を忘れると、たとえ続けて受給資格があっても、**８月分以降の手当が受けられなくなることがあります**のでご注意ください。なお、児童扶養手当支給開始から５年経過等に該当する方へは、「一部支給停止適用除外事由届出書（緑色の用紙）」を送付しますので、必要な関係書類を添え、現況届と併せて提出してください。

◆ 扶桑町遺児手当について

▼**対象者**　父または母に重度の障害のある家庭、母子家庭又は父子家庭等で 18 歳以下（18 歳に達した日の属する年度の末日まで）の児童を育てている方。

▼**内　容**　○町県民税課税所得金額を基準として支給制限があります。

○手当額（月額）児童１人あたり 3,000 円

○手当は、年２回に分けて支給します。（9 月・3 月）

○申請した日の属する月から支給します。

お済みですか？『扶桑町臨時福祉給付金（経済対策分）』の申請

福祉児童課　内線 222

９月１日（金）締め切りの「扶桑町臨時福祉給付金（経済対策分）」申請受付を行っています。手続きがお済みでない方はお早めにお願いします。申請書を紛失された方については、再発行をいたします。お気軽にご連絡ください。なお、**平成２８年１月１日時点**で扶桑町に住民票がなかった方は、その当時お住まいだった市区町村にお問い合わせください。

▼**支給対象者**　（詳細はお問い合わせください。）

平成２８年１月１日（基準日）において扶桑町に住民票があり、**平成２８年度の町民税が課税されていない方**が対象です。

但し、町民税が課税されている方の扶養親族等（税法上）になっている方、生活保護を受けている方などは除きます。

▼**支給額**　**１人につき　１５，０００円**

▼**申請期限**　９月１日（金）（期日必着）

▼**申請場所**　役場１階　福祉児童課前通路

午前８時３０分～午後５時（土・日曜日、祝休日を除く）

※申請手続きは郵送でも可

▼**申 請 書**　対象と思われる方には２月下旬に郵送しています。

▼**支給・不支給の連絡**　申請書を提出された方には、審査終了後、順次文書にてその結果を通知します。

▼**そ の 他**　添付書類等のコピーは福祉児童課で行っていますので、ご利用ください。

▼**問い合わせ**　福祉児童課　内線 222